

令和 7 年度

第 54 回松江市建築審査会

【議案集】

令和 7 年 10 月 3 日

松江市建築審査会

(議 事)

第 1 号議案

建築基準法第 48 条第 13 項ただし書きの規定による工業専用地域内の建築許可申請について、松江市建築審査会に諮問します。

1. 建設地概要

位 置	松江市東出雲町揖屋字新町灘3527番1、3527番6
用 途 地 域	工業専用地域
防 火 地 域	指定なし
その他地域	建築基準法第22条区域

2. 建築物概要

工 事 種 別	新築
用 途	コンビニエンスストア（日用品の販売を主たる目的とする店舗）
構 造	鉄骨造
階 数	平屋建て
延 べ 面 積	208.15 m ²

3. 法抵触事項 建築基準法第 48 条第 13 項

4. 提 案 理 由

松江市建築審査会運営規定第 7 に規定する事務局による用途地域内の建築制限に関する許可基準に基づく事前審査を行ったところ、申請建物は工業の利便を害する恐れがなく、交通上、安全上、防火上、衛生上及び防犯上支障がないと思料され、関係行政機関の同意も得られていることから、建築審査会において同意の可否を問うもの。

5. 関係行政機関の意見照会

松江市消防本部 意見なし

6. 意見聴取会での意見

開催日時 令和7年9月2日(火) 16時00分から
開催場所 松江市東出雲公民館 会議室2
出席者 申請者(設計者等を含む) 4名
利害関係者 4名
結果 次のとおり、利害関係者からの意見及び申請者からの回答があった。

《意見1》

店舗部分の地盤が高く、敷地南側の(株)大勢シェルへの進入路部分に向かって雨水が流れるような計画となっている。排水溝を設置した方がいいのではないかな。

《回答1》

(株)大勢シェルへの進入路部分には排水設備を計画していなかったが、ご意見を踏まえ雨水枡の設置を検討する。

《意見2》

計画地に近接する土地にゴミが捨てられていることがある。今回の計画により計画地及びその周辺にゴミのポイ捨てが増えることを懸念している。

《回答2》

店舗から出るゴミは店内に設置するゴミ箱で処理する計画としている。また、定期的なゴミ拾いや地域の清掃活動等への参加も積極的に行っていく。